

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 19 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときの
保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否
について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局長及び都道府県知事あて
連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれま
しても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立健康危機管理研究機構		御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
健康保険組合連合会		御中
全国健康保険協会		御中
公益社団法人	国民健康保険中央会	御中
社会保険診療報酬支払基金		御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室		御中
警察庁長官官房人事課		御中
労働基準局安全衛生部計画課		御中
労働基準局補償課		御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合		御中

保発 0519 第 2 号
令和 7 年 5 月 19 日

地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときの保険医療
機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否について

保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 1 項の指定申請及び同法第 71 条第 1 項の登録申請があった場合において、同法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときは、保険医療機関等及び保険医等の指定及び登録をしないことができるところであるが、今般、当該条項に該当し、指定及び登録をしないことができる場合は下記のとおり取り扱うこととし、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

なお、適用日において現に健康保険法第 80 条及び第 81 条に基づき、保険医療機関等の指定取消及び保険医等の登録取消を受けているものに対する同法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号の適用については、なお従前の例による。

また、「国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正について」（平成 10 年 7 月 27 日付け老発第 485 号・保発第 101 号厚生省老人保健福祉・保険局長連名通知）の第一の 4 及び 5 は削除する。

記

- 1 次に掲げる場合に該当する保険医療機関等については、健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号の「前各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき」として、地方社会保険医療協議会の議により再指定を拒否することができるものであること。

- (1) 指定を取り消された医療機関等の開設者が別の医療機関等として指定申請をしてきたとき
- (2) 取消処分を逃れるために保険医療機関等の指定を辞退し、その後しばらくして指定申請してきたとき
- (3) 保険医療機関等の指定取消を 2 度以上重ねて受けたとき
- (4) 不正請求及び不当請求に係る返還金（加算金を含む。）を納付していないとき（監査拒否等により返還金が確定していないときを含む。）

(5) 指導監査を再三受けているにもかかわらず、指示事項について改善が見られず、指定更新時を迎えたとき

2 次に掲げる場合に該当する保険医等については、健康保険法第 71 条第 2 項第 4 号の「前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不相当と認められる者であるとき」として、地方社会保険医療協議会の議により再登録を拒否することができるものであること。

(1) 取消処分を逃れるために保険医等の登録を辞退し、その後しばらくして登録申請してきたとき

(2) 保険医等の登録取消を 2 度以上重ねて受けたとき

(3) 1 (4) に該当する保険医療機関等の開設者であったとき